

## 2019（平成 31）年度事業報告

### 第1部 法人

#### ■法人事業の重点

##### ○理事会の日程

5月25日（土）	2018年度事業報告・決算
6月8日（土）	新役員体制
7月27日（土）	役員等報酬に関する規程の改正について
9月21日（土）	在宅勤務規程の制定について
11月30日（土）	2019年度上半期事業報告・決算
3月14日（土）	2020年度事業計画・予算

##### ○評議員会の日程

6月8日（土）	2018年度事業報告・決算
3月28日（土）	2020年度事業計画・予算

### 1 神戸事業の拡充

- （1）長田区神楽町に準備中の施設の着工と名称の決定
- （2）相談支援事業所の開設
- （3）兵庫区松原地域での就労支援事業所開設
- （4）中途失聴難聴者へのデイサービス開始

### 2 働き方改革の実現

- （1）法制度の遵守
- （2）給与規定の改善
- （3）勤務形態、勤務時間を含む働き方の改善を職員の創意工夫により進める。

### 3 法人経営の改善

- （1）顧問社会保険労務士の確保
- （2）内部監査の強化

理事などの経営参加。

人事委員は採用判定のみならず、確保及び定着の責を負う。

財務委員は中長期的事業活動への資金確保の展望を示すとともに、四半期決算及び予算編成・執行に責を負う。

事業企画委員は中長期、当年度事業計画の進捗並びに（公社）兵庫県聴覚障害者協会との事業連携、役割分担などに責を負う。

- （3）関係理事の近畿合同機構への積極的参加
- （4）経営を担う幹部職員育成と人材確保・定着

### 4 一人ひとりの人生から学び、暮らしを創る実践

- （1）日々の実践をレポートにまとめ、全国に発信する
- （2）ふくろうまなびあい文庫やふくろう新聞などの作成を通して、人生からの学び事業の中身を充実させる。

## 5 障害特性への合理的配慮のある要介護認定調査への研究

聴覚障害者の要介護認定調査において、コミュニケーション支援など障害特性が反映されにくく介護度が取りにくい結果となっている。これは、知的障害者・精神障害者等にも共通している。厚生労働省は、特記事項をもとに2次判定で対応するという対応をしているが、その場合、調査員の障害特性理解に大きく左右される。

このため障害特性を考慮して改められた「障害者支援程度区分」の活用などによる合理的な認定調査に改善されるよう、関係者との共同研究や提言を行う。

## 6 社会貢献

### (1) 中川原ふれあいセンター事業の拡充

さくら食堂の常設化、おのころの家パン製造部門（おのころ屋）の移転  
ふくろう手話劇場構想の検討

### (2) 北播地域など、聴覚障害者の社会資源の少ない地域への事業計画

### (3) 他団体との研究交流や暮らしやすい安心平和な社会への運動に連帯

## 第2部 事業所ごとの重点計画

### 第1章 法人本部

#### 1. 神戸事業の拡充

##### (1) 長田区神楽町に準備中の施設の着工と名称の決定

- ・国庫補助金の決定にかかわらず、工事を着工します。

6月27日に神戸を通じて国庫補助が内定した。97740万円のうち神戸市分は3258万円。昨年の補助対象から漏れたにも関わらず募金運動や厚労省への陳情、神戸市への要請などの結晶。

工事は来年度にまたがり、入札が順調にゆけば、2020年秋ごろ完成予定。

- ・兵庫県ろうあ者新年大会成人祝いの集いから名称募集を開始し、兵庫県ろうあ者大会の場を借りて名称を発表します。

6月23日の県ろうあ者大会にて施設名称の決定ができた。

「神戸長田ふくろうの杜」

- ・今後は

##### ①着工への入札などの準備

懸念事項は5社以上の業者の応札があるかどうか

バブル時代に等しい高騰を呈している入札価格の中での予定価格の設定

##### ②40坪の土地確保による増設への神戸市との折衝

8月～9月神戸市との協議、細田ふれあい協議会会長の推薦書及び100坪による事業計画書を提出。

神戸市は「40坪の公用地を法人へ」という理屈がつかれない。今は国庫補助を確実に使ってもらいたい（60坪の建設計画の確実な履行を）

##### ③確実な資金計画

福祉医療機構に4000万円の貸付申請を準備している。

募金運動が粘り強く続けられており、10/16現在目標一億円に対して7100万円の実績

## ④職員の確保

9/1 事業説明会 9/15 第一回『神戸長田ふくろうの杜』等職員公募試験の実施

## (2) 相談支援事業所の開設

- ・5月1日開所予定

⇒予定通り開所、今後の課題は、相談事業の推進による理解の浸透と。人件費などの収入確保への努力。

## (3) 兵庫区松原地域での就労支援事業所を一部開設→方針の変更

- ・現在、神戸ろうあハウスで行っている就労継続支援B型事業の一部を移転します。

神戸市の貸与条件の提示が今もつてされない中で、一年後に新施設の開所が見込まれる現状において、緊急移転の意味が消失。したがって神戸市の協議により、松原移転は白紙に戻し、新たに40坪の用地確保。増設に支援を求める方向とする

8月に上記の法人・神戸ろうあハウスの意見要望を神戸市に伝える。神戸市障害福祉部長より「松原移転（がこのような結果となったこと）は申し訳ない」と表明があり。

## (4) 中途失聴難聴者へのデイサービス開始

- ・4月1日より場所を増やします。

場所の確保の事情で遅れたが6月～事業開始、県聴覚障害者情報センターをお借りできての実施となった。利用の難聴者からは喜ばれている。会話や伝達を含む集団作りとしてのコミュニケーションにはスタッフの増員や運営の創意工夫が必要ということもあり、スタッフを一人増員。

(5) 全国聴覚障害者福祉研究交流集会 2020年11月 神戸市内での実施予定に関する事務局発足、職員一名採用。

## 2. 働き方改革の実現

## (1) 法制度の遵守

## (2) 給与規程の改善

・(1)(2)については、事務局員を中心にワーキングチームを結成し、就業規則、給与規程を見直し、「同一労働同一賃金」を見える化します。

## (3) 勤務形態、勤務時間を含む働き方の改善を職員の創意工夫により進めます。

- ・主に淡路ふくろうの郷の運営委員会を中心に就業規則の勤務形態、勤務時間を見直します。

⇒職員アンケートによる「個々が考える『正職員像』『準職員像』『パート職員像』の提出とそれに基づく「同一労働同一賃金」「均等と均衡」などの課題に向けての整理を進めている。

賃金体系の見直しも含めて近畿合同機構に寄せられている各法人の知見を参考に時期に具体化していく。

## 3. 法人経営の改善

## (1) 顧問社会保険労務士の確保

- ・井村佐都美特定社会福祉労務士に主に労務管理を委託します。

⇒3月1日にさかのぼり契約済み

## (2) 内部監査の強化

## ①監事監査は、財務委員（理事）、事業企画委員（理事）同席のもと、5月、11月の2回行う。

5月の監事監査は前年度事業計画に照らし合わせた内容を淡路、神戸の2か所でそれぞれ行います。

5月13日に会計、14日に事業の監事監査を前年度事業計画に照らし合わせて、淡路ふくろう

の郷で行った。

⇒11月5日に会計監査、11月6日、11日に事業監査を行う。10月17日に居宅支援事業所、デイサービスセンター、11月13日に相談支援事業所ふくろう、11月14日に淡路ふくろうの郷、淡路聴覚障害者相談支援事業所が行政の実地指導を受ける。

②近畿合同機構が開催する経営交流会や学習会を関係する理事にも案内をし、積極的参加を促します。

6月27日開催の『働き方改革研修会』に法人から5名参加した。

③経営を担う幹部職員育成と人材確保・定着

法人の人事構想と、それに応じた研修等意識付けを行います。

7月1日から淡路ふくろうの郷に2名の副施設長を配置しました。

副施設長2名・渋谷裕子、加野明宏への7月1日付任命辞令交付

淡路ふくろうの郷施設長・副施設長による全職員への面談。

④法人事務 新年度非常勤職員への辞令と労働条件提示

#### 4. 社会貢献

(1) 中川原ふれあいセンター事業の拡充

7月27日実施の「ワクワクフリマ」の準備 庄崎氏の運営委員会での紹介、柳会長の斡旋で6月28日に洲本市副市長・教育長・福祉部長への紹介

「ワクワクフリマ」を皮切りに、8月中川原小学校の夏休み納涼行事（夕方から夜間）での庄崎氏の出演と副市長・教育部長野鑑賞参加、ほかにも第一小学校福祉授業での大矢とのコラボ出演、洲本高校での人権教育に大矢・入居者と共にアピール公演。さらに地域での浸透活動を進める。手話ふれあい座・劇場の構想案を作成中

(2) 北播地域など、聴覚障害者の社会資源の少ない地域への事業展開について、(公社)兵庫県聴覚障害者協会と連携して推進する。

現在4団体トップ会議の休会が続いており、諸課題についての意見調整はもとより運動課題についての調整が滞っている。

(3) 現在、聴覚障害者が置かれている社会問題を通して、他団体と連帯し、研究交流や運動に参加します。

旧優生保護法に関する被害者支援と学習会の講師など活動

①宮城での全国ろうあ者大会での緊急学習会参加

②共に歩む兵庫の会の事務局に参加⇒団体会員に入会50

③県内学習会参加 弁護士合同学習会 中絶被害者の法律相談

南あわじ市請願の取り組みを共同で行い、採択される。